

須崎斎場指定管理者（候補者）選定審査基準

1 審査にあたって

選定委員は、応募団体から提出される事業計画書等に基づき、審査項目に照らして最も適切な管理運営が実施できるよう評価することとする。効率性・経済性だけではなく、斎場の平等な利用を確保することができるかどうか、施設の効用を最大限に発揮させることができるかどうかなど、サービスの質についても重視することとする。

2 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容
(1)事業計画書による斎場の運営が施設の平等利用を確保することができるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的及び事務組合が示した管理の方針を的確に理解し、実現する内容か ・施設の平等な利用が確保されるものであるか
(2)事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させられるものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理内容、的確性及び実現の可能性 ・サービスの向上を図るための具体的手法、及び期待される効果
(3)事業計画に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるか	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる財政的基礎 ・類似施設の運営実績
(4)収支計画書の内容が管理に要する経費の縮減が図られるものであるか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営にかかる経費の内容 ・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性
(5)その他管理者が別に定める基準	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬業務の基本的な考え方 ・災害対策についての基本的な考え方とその方策 ・利用者への配慮の基本的な考え方とその方策 ・地域雇用に対する考え方とその方針 ・個人情報の保護の考え方とその方策 ・緊急時対応の考え方とその方策 ・職員研修計画や業務指導に関する方針

3 結果

審査結果については、管理者への答申書に掲載するとともに、高幡広域市町村圏事務組合のホームページで公表する。